# 明治21年の大日本教育会における 「研究」の事業化過程

白石 崇 人 (2006年10月5日受理)

Process of transforming educational research into a business: Study of the Educational Society of Japan (*Dainihon-Kyouikukai*) in 1888

Takato Shiraishi

This report aims to clarify how the Educational Society of Japan (Dainihon-Kyouikukai) turned educational research into a business in 1888. Following the directives of the Ministry of Education, Empire University, and journalists, the Educational Society of Japan ventured to organize educational research as a business.

Key words: History of pedagogy in Japan, The Educational Society of Japan (Dainihon-

Kyouikukai)

キーワード:日本教育学史,大日本教育会

# はじめに

本稿は、明治21 (1888) 年の大日本教育会における 「研究」の事業化過程を解明することを目的とする。

一個人で解決不能な教育問題の解決は、単に複数人を集めて話し合うだけでは十分でない。その類の問題を解決するには、教育研究に従事する個人を集団化し、一定の目的に基づいた役割を各研究者に付与して、教育研究を計画的に制御し調整する制度を構築すること、すなわち教育研究の組織化が必要である。教育研究の組織化には、多様なあり方があるだろうし、それぞれ問題点をもつだろう。そのあり方や問題点を明らかにするには、まず過去に行われた組織化の実際を分析することが緊要の課題である。

教育研究とは、教育問題を科学的方法によって解決に導く、教育学研究の一方法である。そのため、日本における教育研究の組織化は、欧州で形成されつつあった科学的方法が思想上から理解され始めた明治10年代後半以降から<sup>1)</sup>,見出せると考えられる。なお、教育研究における科学的方法は、基本的に、主観的意見ではなく事実認識に基づいて問題に接近する点に重点をおく<sup>2)</sup>。そのため、本稿における教育研究か否か

の判断基準は、主観的意見に対して事実認識を重視する意識と行為の有無とする。また、この時期の教育研究の組織化は、学協会等の団体の中に見出すことができる<sup>3)</sup>。教育研究の組織化を見出す対象には、通常は帝国大学や師範学校が考えられる。しかし、教育研究の概念は、大学や師範学校における教育学研究に対する批判の中で形成されてきた概念である<sup>4)</sup>。教育研究の組織化を認識する対象は、他に見出す必要がある。

明治10年代後半以降の時期は、各種の教育問題の解決を目指す「教育会」が、各地に結成され始める時期である<sup>5)</sup>。教育会は団体によって設立形態・活動実態とも多様であるが、その多くは明治16(1883)年9月設立の全国規模の教育会である「大日本教育会」に大きな影響を受けたという<sup>6)</sup>。同会は、「我邦教育ノ普及改良及ビ其上進」を目的とし、皇族を推戴し、政界・学界の名望家を名誉会員とし、現役教員、教育行政官、教育学者、教育運動家等を一般会員とした。同会は、目的達成を目指す計画的な活動として各種の事業を展開した。明治21年5月、同会は、目的・組織・事業等を規定する「大日本教育会規則」(以下「規則」)に、初めて「本会ノ主要ナル事業」を定めた。その際、日本の教育の普及・改良・上進という問題に対する事業

として、初めて「研究」を行うことを表明した。同会は、明治21年、教育研究を事業化したのではないかと考えられる。

本稿では、明治21年に大日本教育会において事業化された教育研究を「研究」と鉤括弧つきで表記する。これは、明治21年の同会における教育研究の形式を、歴史的概念として扱うためである。また、本稿における「事業化」とは、ある団体が一定の社会的行為を、一定の目的と計画とに基づいて実行を開始することとする。具体的には、大日本教育会が、自らの目的に基づく事業として教育研究の組織化を規則に規定するまでの過程と、実際に行った最初の活動を指す。本稿で組織化という場合は、組織後の研究を実行推進させる意図・実践を必ずしも含めないが、事業化という場合は、それを明確に含めるものと考える。

同会における「研究」の事業化に関する先行研究の評価は、まったく言及しないもの<sup>77</sup>、「部門」という研究調査機関の設置に言及して政府支配層の期待への反応と位置づけたもの<sup>88</sup>、部門での研究活動の背景から文部省の方針の代弁と位置づけたもの<sup>99</sup>、部門での研究活動の内容から教育関係者や一般人への啓発意図を読み取るもの<sup>100</sup>、にわかれる。しかし、明治日本における教育研究の組織化のあり方という問題に対しては、次の二つの問題に応えることが必要である。すなわち、明治21年5月、大日本教育会は、どのような意図を込めて「研究」を事業化したか。そして、「研究」の事業化は、どのような方法で教育問題に接近することになったか。先行研究では、「研究」そのものの規定過程、および「研究」の方法が明らかでない。

従って、本稿は次の構成で分析を進める。まず、規則上へ「研究」が規定された背景と過程を明らかにする。次に、事業化過程における「研究」の方法の分析のため、最初の「研究」である明治21年夏の初等教育部門会議における「研究」の実態を明らかにする。

# Ⅰ. 「研究」の規定過程

# 1. 明治20年代初頭までの教育情報集積と共同研究

本節では、団体における教育に関する情報集積と共 同研究の組織化の状態を概観する。

学制頒布から明治10年代までの日本では、全国各地で教育会議が開かれ、様々な教育問題の解決策が検討された<sup>11)</sup>。東京や各地方に設置された官立師範学校は、多くの教育情報を集積し、各教育会議に対して新しい教育方法の知識を提供した。また、文部省も独自に教育情報を集積し、翻訳書籍や『文部省雑誌』等を刊行して教育関係者に提供した。

明治10年代半ば以降になると、恒常的な団体組織としての教育会が、次第に地域の教育問題に対応する組織として設置され始め、府県等の臨時会議である教育会議に取って代わっていった。この頃の教育会の中には、東京教育学会(明治15年結成)や山梨教育学会(明治16年結成)など、「学会」と名を冠し、教育理論等の研究を志すものもあった<sup>12)</sup>。なお、東京教育学会は、明治16年9月、全国組織化を企図して大日本教育会へと改称再編した。大日本教育会は、事業として機関誌『大日本教育会雑誌』や書籍の発行や各種集会を開催し、情報集積と提供を行っていった。

明治11 (1878) 年~12 (1879) 年には、東京2校を残して各地方の官立師範学校が廃止された。明治19 (1886) 年、師範学校令が公布され、高等・尋常師範学校が設置された。高師・尋師本校は、ともにその役割を「教員トナルベキモノヲ養成スル」(第一条)と規定された学校となった。一方、高師附属小学校は、明治20 (1887) 年、単級教場を設置し、そこでの実践を元に単級教授法の研究を開始した。明治21年9月、同校は附属学校と改称し、附属学校規則第1条を「附属学校ハ本校生徒ヲシテ教授法ヲ実地ニ研究セシメ、兼テ児童ニ普通教育ヲ授ケ、教訓ノ模範ヲ示ス所トス」と規定した。各地の尋常師範学校においても、附属小学校等で主に教授法に関する研究が展開し始めた。

明治20年代初頭当時の文部大臣・森有礼は.「教育| と「学問」を分離するため、 師範学校令を含む諸学校 令公布した。森文相は、「教育 | を人物の薫陶により 国家主義的人間を作ることとし、「学問 | を「深ク事 物ノ真理ヲ攻究」する「純正学」と「専ラ実際ノ職務 ニ従事スベキ人士ヲ養成」する「応用学」の2種類に 分けた<sup>13)</sup>。学問の場と定義された帝国大学は、帝国大 学令において[国家ノ須要ニ応ズル学術技芸ヲ教授シ. 及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」と規定された。 帝大では、明治20年1月にハウスクネヒトを招聘し、 文科大学生の中等教員検定対策の必修科目として,教 育学の講義を開始した140。また、ハウスクネヒトの提 言を受けて明治22(1889) 年4月に特約生教育学科を 創設したが、修了生を出すのは明治23年7月まで待た なくてはならなかった<sup>15)</sup>。さらに、明治10年代にかけ て、 帝大教員が中心となって各種学会を続々に創立し たが、帝大教員が教育学会を創立することは未だな かった160。明治20年代初頭の帝大は、当時実際の場面 で起こっていた教育問題に対する研究の組織化を図っ たとは言い難かった。

明治17 (1884) 年, 文部省は書籍雑誌の自主発行を 廃止した。その一方で, 民間書肆は教育関係の書籍雑 誌を積極的に発行し始めた。この時期には, 翻訳書を 始め、伊沢修二『教育学』(明治15~16年) 若林虎三郎・ 白井毅『改正教授術』(明治16年), 高嶺秀夫『教育新 論』(明治18年) などの個人の研究成果が出版されて いった。また、明治20年前後ごろになると、開発社の 『教育時論』や教育報知社の『教育報知』といった。 民間教育雑誌のモデル的教育雑誌が創刊された。また. 教育会の急増に伴って教育会雑誌の創刊が相次ぎ、教 育雑誌の創刊数がピークを迎えつつあった170。このよ うな教育ジャーナリズムの発達の理由は、この時期、 近代学校制度が一応整備され、小学校正教員数の2万 人突破に伴って「小学校教師社会 | が形成され、教育 事実・理論に関する知識を求める傾向が強まったから だという18)。ただ、急速に発達した当時の教育ジャー ナリズムは、慢性的な情報不足に悩まされ、 懸賞論文 の募集や他書誌の記事を転載を頻繁に行い、何とか情 報を収集しようと適当な方法を模索していた。当時の 教育ジャーナリズムは模索段階にあり、教育情報の集 積の役割を十分果たせずにいた。

明治20年代初頭の教育研究の組織化状態は、従来の 臨時開催の教育会議や師範学校および文部省によるも のから、次第に変化しつつあった。そして、当時にお いて教育研究の組織化の役割を期待されたのは、教育 会・師範附小・帝大・教育ジャーナリズムであった。 しかし、この時期の帝大・教育ジャーナリズムは、そ の役割を十分に果たすことはできなかった。

#### 2. 明治21年5月大日本教育会規則改定への動き

## (1) 事業整理・重点化への流れ

大日本教育会は、各種の教育問題に対応するため様々な事業を展開した。ただ、同会の事業が明確化されたのは明治21年5月の規則改定が最初であり、それまでは事業に類する活動(目的達成のため計画的に実施する組織的活動)が、規則上にバラバラに示されていた。結成以来同会は、規則上の事業に類する活動に関する規程を、以下のように頻繁に変更している<sup>19)</sup>。

明治16年9月制定規則には、学術・学務の審査、会報や教育情報の報道および討議・演説・談話のための集会の開催、教育雑誌の編纂が規定された。明治17年8月改定規則では、これに地方支会設置が加えられた。明治19年4月改定規則では、学術・学務審査、および集会での教育情報報道が削除され、集会での講義、教育図書発行が加えられた。また、明治19年6月に教員聘用の紹介、同年11月に書籍館(図書館)運営が加えられた。明治20年11月改定規則では、事業の削除はなく、教育に関する諮問答申、地方部会設置(支会の組織替え)、教育集会への会員派出、会員子弟の東京留学援助が加えられた。同会の事業の種類は、結成以来、

増加傾向にあった。

明治20年12月28日,大日本教育会参事員兼理事(「枢 要ノ事務 | への参与と実務処理を兼ねた役員) の西村 貞(金港堂編輯局員)は、同会幹部と教育書誌関係者 を招待し、今後の同会の改革構想を述べた200。西村は、 今後、機関誌『大日本教育会雑誌』を「人ガ時時参考 ニ引キ出シテ見ルヤウナ物 | とし、「世間ニ多ク有ル 教育会ノ雑誌ヤ. 私立ノ社カラ発行スル教育雑誌ナド ヨリモ稍高尚ノ点ニ採ッテ行クコト」を目指した。ま た. 同会の議事を担う役員であった議員に大きな期待 を寄せ、「議員ハ時時教育上ノ Bill ヲ持チ出シテ十分 ニ討議シ. 会が可決シタルカラニハ或ハ之レヲ全国ノ 輿論トマデ為シ、或ハ其ノ儘当路者に建議シテ其ノ実 施ヲ求ムル等ノ事ヲセネバナラヌ とした。さらに、 書誌関係者に対しては、議員の議論が「公明正大ノ論| で「日本ノ教育ノ面目ヲ改ムルニ必要」と思ったなら ば、それを輿論と認め、全国の輿論喚起に協力してほ しいとした。なお、西村によると、参事員の伊沢修二 らも何らかの形で同会組織改革を考えているとした。 さらに西村は、明治21年1月29日、同会幹部として出 張した先で、教育会と各種学会・技芸会の協同による 「大日本学術奨励会」の創立を求めた21)。そして、大 日本学術奨励会における教育に関する学術研究を. 教 育会が担うことを希望した220。西村は、今後の大日本 教育会の事業を. 教育に関する学術研究と教育輿論の 形成の方向に向けることを願っていた。

このような組織改革の要求が幹部から出される中、明治21年2月20日、大日本教育会長・辻新次(文部次官)は、同会幹部を招いて談話会を開催し、「本会前途の事業等」を尋ねた<sup>23)</sup>。この席上、参事員・伊沢修二(文部省編輯局長)は、「大日本教育会ヲ部門ニ分チ議員各自ノ望ニヨリテ其担当ヲ定メ、ソレゾレ専門部ニ於テ研究スル方然ルベシトノ議」(註:傍点、白石)を提案し、参集した人々の賛同を得た。伊沢の提案を受け、同年3月1日、臨時取調委員が選任された。同委員には、西村も伊沢も選任されている。

臨時取調委員は、会合を数回重ね(議事録が未確認のため詳細不明)、同年4月1日までに「其議案等既 ニ取調済」となった。同委員作成の議案は、 賛成者の募集後、同年5月11日、第五回総集会の規則改正総会議にかけられた。その結果、規則が改定された。

# (2) 伊沢修二の大日本教育会改革構想

明治21年5月の規則改定の直接のきっかけは、伊沢 修二の提案であった。伊沢は、この提案によって何を ねらっていたのか。

『大日本教育会雑誌』第73号(明治21年3月発行) に所収された論説によると、伊沢は同会における「研 究」について、次のように述べている<sup>24</sup>。伊沢は、「我等我が日本ノ国民教育ヲ以テ任トスル以上ハ、我が全国ヲシテ常ニ同一ノ方向ニ進マセナクテハナリマスマイ」とし、「日本全国ノ各府県道庁ヲ悉ク一致結合スルノ一事」を大日本教育会の役割と考えた。そのため、日本全国に同会の地方部を設置し、東京に位置する中央部が全ての地方部を「統理指導」する体制を構築する必要があるとした。そして、同会の中央-地方組織それぞれの役割と両者の連絡関係のあり方を、以下のように具体的に述べた。

中央部ノ仕事ハー年一回大集会ヲ開イテ各地方ノ 議員ヲ招集シ、本会執ル所ノ方針ヲ支持シ、又各 部ノ議員ハ其部、其部ニ就イテ専ラ任ズル所ノ問 題ヲ研究シ、其成蹟ヲ編纂シテ之レヲ各会員ニ頒 ツコトトシ、又常ニハ各地方部ヨリノ質疑ニ答へ、 時時其成蹟ヲ編纂シテ各会員ニ通報スルコト等ヲ 以テ重ナル事業トスルコトデアリマセウ。又地方 部ニテハ其地方ニ適切ナル問題ヲ研究シ、其質疑 ヲ要スルモノハ中央部ニ向テ其答案ヲ請フ様ナル

コトデアラウト存ジマス。 (註:傍点, 白石) 伊沢は、中央部の議員に、次の二つの役割を求めている。第一は、会員への公開を前提として、各種の問題を専門的に研究する役割である。第二は、地方部からの質疑に応答し、地方部の研究を補助する役割である。そして、中央部の議員に上記の役割を果たさせるため、「議員中ニモ夫夫部ヲ分ケテ、銘銘得手ノ事業ヲ担当スルコトニ致ス方が余程ヨイ結果ガアラウカト存ジマス」とし、議員の専門分化を必要とした。

伊沢は、国民教育の実現のため、日本全国の一致結合を目指した。そのため、大日本教育会の中央-地方組織を確立し、両組織間に密接な連絡関係を構築しようとした。伊沢は、その具体的方策として、中央部の議員を専門的に組織し、専門的問題の研究と地方部の研究補助を効率的に行うことを構想した。

#### (3) 文部省・帝大・教育ジャーナリズム主導の改革

なお、明治21年5月提出の規則改定案作成に関わったのは、伊沢だけではない。規則改定案作成は、辻会長が指名した臨時取調委員によって行われた。

臨時取調委員は、辻新次会長(文部次官)に特選された。同委員は、伊沢修二(文部省編輯局長)、色川 圀士(華族女学校教授兼幹事)、杉浦重剛(読売新聞教育関係記事執筆、私立称好塾主)、手島精一(文部省参事官・会計局次長、東京図書館・東京教育博物館主幹)、西村貞(金港堂編輯所員)の参事員5名と、 菊池大麓(帝国大学理科大学長)、田中登作(開発社長)、 外山正一(帝国大学文科大学長)、浜尾新(文部省学務局長)、増島六一郎(英吉利法律学校長)・矢田部良吉

(帝国大学理科大学教授)の議員6名に嘱託された。 臨時取調委員は、ほぼ現役文部省官僚・帝国大学教 員・教育書誌関係者から成り、現役の師範学校関係者 は一人もいなかった。

明治20年末から明治21年初頭にかけて、大日本教育会は、教育書誌関係者の西村から、教育学術研究と教育興論形成の方向に事業を重点化するよう求められていた。そして明治21年2月、文部官僚の辻新次が開いた談話会で、同じく文部官僚の伊沢修二から、議員による専門的研究の組織化を求める提案が出され、規則改定の作業が開始された。そして、実際の規則改定作業は、文部省・帝国大学・教育書誌出版社の関係者によって進められた。

#### 3. 明治21年5月改定規則における「研究」

明治21年5月11日,大日本教育会は,規則改定を行った<sup>25)</sup>。この規則改定では、従来の事業に類する活動のうち、教育図書の発行、教員聘用の紹介、会員子弟の東京留学援助を削除し、拡大の一途を辿っていた事業を縮小した。さらに、新たに「本会ノ主要ナル事業」を規定し、事業の重点化を行った。

明治21年5月の改定規則では、「本会ノ主要ナル事業」 を以下のように規定した。

- 第八条。<u>本会ノ主要ナル事業ヲ分テ初等教育,中</u> 等教育,女子教育,通俗教育,学術,文芸,学 務ノ七部門トス。 (註:下線,白石)
- 一. 初等教育部門ハ小学校幼稚園其他盲唖等ノ教育ニ関スル事ヲ査ス。
- 一. 中等教育部門ハ中学校師範学校其他各種学校 等少年子女ノ教育ニ関スル事ヲ査ス。
- 一. 女子教育部門ハ女子ニ特殊ナル教育及家庭教育ニ関スル事ヲ査ス。
- 一. 通俗教育部門ハ通俗ノ図書玩具演芸其他風教 上ニ関スル事ヲ査ス。
- 一. 学術部門ハ, 学術工芸ヲ普通教育ニ適用スル 事ヲ査ス。
- 一. 文芸部門ハ文学美術等ヲ普通教育ニ適用スル 事ヲ査ス。
- 一. 学務部門ハ教育上ノ政務及学校ノ経済等ニ関スル事ヲ査ス。

つまり、同会の「主要ナル事業」とは、七つの部門に おいて、担当領域の事項を「査ス」こととされた。

では「査ス」とはどういうことか。同会は、以下のような場合に、「部門会議」を開くとした。

第二十七条。本会ハ左ノ場合ニ於テ部門会議ヲ開 クベシ。

一. 部会ヨリノ質疑ニ応ズルトキ。

一. <u>各部門ニ関スル必要ナル問題ノ研究ヲ要スル</u>トキ。(註:下線,白石)

一. 当局者ヨリノ諮問ニ答フルヲ要スルトキ。 すなわち、地方部会からの質疑応答、各部門に関する 必要な問題の研究、当局者よりの諮問答申する必要が ある時、部門会議を開くとされている。この部門会議 の開催要件こそ、「春ス」の具体的内容であった。

部門会議における質疑応答・問題研究・諮問答申に関する議事は、「議事ヲ担当」する「議員」が担当した(第13条)。また、議員は、「各自ノ望ニ依リ一部門若クハ数部門ノ事ニ専任」するとされた(第13条)。なお、各部門には、「其部門一切ノ事ヲ管理」し「其部門会議ノ議長」を務める「部門長」が設置された(第11条)。2部門以上の会議の場合は、「本会一切ノ事ヲ総理」する会長が議長となるとした(第10条)。

明治21年5月改定規則における「研究」は、各専門領域ごとに開かれる部門会議において、部門長または会長による管理を受けつつ、自らの希望に基づいて専門分化した議員により、質疑応答・諮問答申と区別され、教育問題について行われるものであった。

# 4. 規則改正総会議における「研究」をめぐる議論

#### (1) 部門新設の意義に関しての議論

では、実際の「研究」の担当者である議員たちは、 規則改定案をどのように受け止めたのか。

明治21年5月11日, 臨時取調委員起草の規則案審議のため, 規則改正総会議が開かれた。本節では, 『大日本教育会雑誌』号外総集会記事第一(同年9月刊)所収の「規則改正総会議ノ記事」を用い<sup>26)</sup>, 総会議当日の「研究」に関する議論として, 部門に関する議論を検討する。同資料の註は煩雑を避け, 省略する。

改定替成派は、議員の責任の明確化や事業運営の利 便性に意義を見出した。会議開催冒頭において辻新次 会長は、「其主意ハ本会事業ノ取扱ニ於テ其範囲広ク シテ、各ノ責任トスル所自然軽イ様ナ訳デアリマスカ ラ. 本会ノ事業ニ部門ヲ分ケテ各各其分担ヲ定メ, 以 テー層本会ノ事業ヲ拡張シタラバ官シカロウ と、改 正案の趣旨を説明した。字川盛三郎(東京市会議員)は、 部門成立によって大日本教育会の目的達成の方法が明 確になるとして改正案に賛成した。久保田鼎(東京職 工学校幹事)は、従来会長に権限を集中させ、事業の 幅が会長に限られてきたが、部門を設置すれば会の事 業の幅が拡がるとして賛成した。山路一遊(文部省属 官)は、「従来会長ト理事者トニテ全ク担任シテ、我 我ガ自分ノ家ニ在ッテ只雑誌ヲ受取ルト云ウニ過ギマ セン」と現状を批判し、議員が自らの責任を果たす意 味で、部門を必要とした。

橋本久太郎(阿波国部会総代)は、「教育会ナルモノハ矢張リ無形的ノ事ヲ論及スルニ止メテ、漸次高尚ナル学理ニ向テ権力効力アル様ニシタイ」とし、「左レバ教育上ノ学政ニ向テハドシドシ諮問ニ附シテ貰イ、実際的ノ意見ヲ述ベルト云フ様ニスレバ、執務上ノ働キハ実ニ高大ナルコトト思ヒマス」とした。橋本は、大日本教育会が今回の規則改定により、無形かつ高尚なる「学理」と、教育上の「学政」における権威となり得るとした。この論は、上述の議員責任論・事業運営論とは異質であったが、異論は出されなかった。

改定反対派は、部門新設に意義を認めず、本会事業の区分は、現行規則によって会長の権限で行えばよいとした。日下部三之介(東京教育社長)は、議員は元々「第一ノ目的(規則第一条「我邦教育ノ普及改良及と其上進」:白石註)ヲ達スルヲ以テ総テノ事ノ議事ニ与カルコトヲ注意シテ選ンダルモノ」であり、総体的な議事を担当する役員だとし、専門的な議事は委員を設けてやればよいと自説を展開した。清水直義(東京府富士見小学校長)は、「議員ハ調査委員デアリマセン、反対論者(改正案賛成者:白石註)ハ議員ヲ目シテ調査委員ト為スヤ否ヤ」とし、議員が「調査」を行うことに反対した。なお、反対派は部門設置のために、教育書発行・東京留学・教員紹介事業が廃止されることに強い反発を示している。

議員たちは、部門設置を、主に従来の会長や理事者への権力集中に対する批判を土台とした、議員責任論・事業運営論によって支持した。一方、部門設置によって大日本教育会の事業が縮小されることと、議員が専門分化しかつ調査委員化して会全体への発言権を失うことに危惧を抱く者もいた。

#### (2) 部門の範囲と結論処理に関しての議論

総会議では、議員と臨時取調委員との間で、部門の 構造・運営に関する質疑・議論が交わされた。

部門が範囲とする領域については、普通教育に限ることが確認された。堤駒二(文部官僚)から、「専門ノコトハ此原案ニハ無イ様デスガ、如何ニナサル御見込デスカ」と、専門教育の取扱いについて質問が出た。それに対して、臨時取調委員として西村貞が答え、改正案は「高等ノ普通教育マデニ止メ、専門ノ教育ニハ手ヲ出サヌ」つもりだと説明した。また、「或ル学科ヲ普通教育ニ適用スルニハ何ウ云フぐあひニスルト云フコトヲ研究シタイ」と、あくまで普通教育を研究範囲とする希望を述べた。この件に反論はなかった。

各部門が出した結論の処理については、議論が交わされた。山路一遊と町田則文(愛媛県師範学校教頭)は、初等教育・中等教育と女子教育、中等教育と学術・文芸の対象領域が重複することを指摘し、部門ごとに出

す結論の不整合について懸念を表明した。これに対して西村貞は、「中等教育部門ト学術ノ部門ニ於テ仮リニニ様ノ成績ノ出来ルモノトスレバ、コレ又結構ナルコトデ,大日本教育会ノ幸ヒト云フ外ハ御坐イマセン」として、むしろ結論が一つにならないことを奨励する答弁をした。町田はこれに反論して、「只今原案者(西村のこと:白石註)ノ御講釈ヲ聴キマシタガ、本員ニハ未ダ充分ニ分リマセン。中学校ノ課程ニ就テ其教授法ヲ如何ナルエ合ニ為セハ宜シカロウト云フコトヲ中等教育部門ニテ定ムルコトヲシナイナラハ其外ニ為スコトハ無イト思ヒマス」とし、問題に対する一つの結論を出さないなら、部門を新設する意味は不明だと反論した。この後、西村の再反論はなかった。

規則改正総会議では種々議論があったが、部門については、原案通りに可決された。ただ、「研究」と「学理」「学政」の関係、「研究」と「議事」「調査」との関係、および専門分化した「研究」による結論の総括といった点を曖昧にしたまま、「研究」は成立した。

# Ⅱ. 部門会議における「研究」の方法

#### 1. 部門会議の開催状況

明治21年5月、問題を抱えつつも、「研究」が部門会議にて行われることとなった。実際に開かれた部門会議は、表1の通りである。表1によると、教科書・文部大臣諮問・少年書籍・教科編成・教科課程・学校管理・社会教育等の問題が、部門会議にて審議されたことがわかる。I-3で確認した部門会議の開催条件に照合させると、部会の質疑に対する応答は0件、当局者の諮問に対する答申は1件であり、その他9件は「研究」と位置づけられる。実際に開かれたほとんどの部門会議は、教育問題に関する専門的「研究」のために開かれた。伊沢の構想の柱の一つであった、地方部の研究補助の役割は果たせなかったことがわかる。

表1によると、結論を出すに至った部門会議は、明治21年7月開始の初等教育部門会議、明治21年12月の初等教育部門会議、明治22年2月開始の通俗教育部門会議、明治22年7月開始の学務部門会議の四会議であった。本稿では、「研究」のための最初の部門会議である明治21年7月開始の初等教育部門会議を事例とし、部門会議における「研究」の実態を明らかにする。

#### 2. 小学校尋常・高等・簡易科用教科書の「研究」

明治21年7月,議員・山路一遊提出の「東京府令第三十六号小学校教科用書に関する建議」を受け、初等教育部門会議が開かれた<sup>27)</sup>。以下、『大日本教育会雑誌』 79号(明治21年10月刊)所収の議事録・報告書を用

表1:開催された大日本教育会部門会議一覧

開始年月	部門名	檢討主題	結果
M21/7	初等教育部門	小学校教科用書 に関する件	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
M21/12	初等教育部門	森有礼文部大臣 からの教育目的 等に関する諮問	明治21年12月12日、報告 書・議事録を会長提出。同 日、会長から文部省へ提 出。
M22/2	通俗教育部門	少年書類懸賞方 法について	明治22年2月18日、報告書 を会長提出。3月より懸賞募 集開始。
M22/7	初等教育部門	小学校国語科の 設置について	明治22年7月21日討議。未 決のまま廃止。
M22/7	中等教育部門	高等中学校第二 外国語の利害に ついて	明治22年7月21日討議。未 決のまま廃止。
M22/7	女子教育部門	女生徒の体操法 について	明治22年7月21日討議。未 決のまま廃止。
M22/7	通俗教育部門	学校生徒に小説 を読ませることに ついて	明治22年7月21日討議。未 決のまま廃止。
M22/7	学術部門	理学思想養成の 方法について	明治22年7月21日討議。未 決のまま廃止。
M22/7	学芸部門	教育上の鉛筆画 と毛筆画の得失 について	明治22年7月21日討議。未 決のまま廃止。
M22/7	学務部門		明治22年11月7日、当局者 に建議することを決し、その 後不明。

〈出典〉次の資料を用いて作成。『大日本教育会雑誌』75号〜92号(明 治21年5月〜明治22年12月) および『大日本教育会雑誌』号 外総集会記事第二(明治22年10月)。

い, 一連の会議でどのように「研究」が進んだか検討 する。同資料の註は煩雑を避け、省略する。

山路が提出した建議書の趣旨は、次の通りであった。 東京府の小学校では府令によって教科書を選べるよう になったが、教科書の「鑑別取捨」は難しいため、「官 キヲ得ズ | 「諸学校教科書ヲ区区ニスル | 状況が心配 される。そこで「若シ人在り能ク之ヲ鑑別スルヲ得バ. 各学校欣ンデ之ヲ採用スベク, 区内小学校ノ教科書自 ラ此ニーニ定ラン」とした。しかも、教科書が一定す れば、「東京府民ノ如キ頻繁転住スル多キノ子弟」は 移動ごとに教科書を買い換える状況を回避できる。そ のため、小学校教科書の優劣判定は「教育上経済上」 に意義があるとした。辻会長は同建議書を初等教育部 門へ附し、同年7月31日・8月2日・8月6日の三日 間、初等教育部門会議が開かれ、8月13日に同委員相 談会が開かれた。そして、8月15日、伊沢修二部門長 から辻会長へ,「優劣判定要領」(尋常小学科用読本・ 高等小学科用読本・高等小学科用地理書・高等小学科 用歴史・小学簡易科用読本)と「大日本教育会初等教 育部門会議事筆記」が提出された。

梶山雅史の研究によると、この時の初等教育部門会 議は、初等教育部門長でもあり文部省編輯局長でも あった伊沢修二が、自ら敷いた「強引な教科書官業化 路線」の背景の下に開き、「東京府と文部省の官撰教 科書同志が争い、編輯局が一元的に文部省編纂書の全 国普及の方策を露骨に打ち出し、東京府撰定併用教科書に対する優劣判定作業に、大日本教育会が政治的に機能させられた」舞台であった<sup>28</sup>。教育書誌関係者は、伊沢が部門会議にかけることによって文部省編纂教科書の権威化をねらっていると考え、同会議中や教育雑誌『文』(金港堂) 誌上において激しく批判した。

このような背景があったため、伊沢修二部門長は極めて慎重に「研究」を進めた。伊沢は、政治的意図を勘ぐる議員たちに対して、繰り返し注意を与え、ついには東京府・文部省の呼称を禁止した。また、「私ノ看ル所デハ本会初等教育部門ハ行政上ナドニ関スル所デハナイ」とし、「此初等教育部門デハ学問上ヨリ議決シタ丈ケヲ会長ニ向テ報告スル丈ケニ止マルト思ヒマス」「此所デハ単ニ学術上ヨリ書物ノ優劣ヲ判別シテ、其レヲ本会長ニ指出スニ止マルコトト思ヒマス」とした。伊沢は、文部省官僚であると同時に、初の日本人執筆の教育学書として著名な『教育学』(明治15年・16年)を著した教育学者でもあった。伊沢は、初等教育部門会議を、「学問上」「学術上」からの議論を展開する場として位置づけたのである。

#### 3. 初等教育部門会議における「研究」者たち

第一回会議では、議題の採用を可決した後、研究方針について採決をとった。まず、読本・習字・筆算・珠算・地理・歴史・理科の教科書について逐一多数決を取り、結果、読本(簡易科・尋常科・高等科)・地理(高等科)・歴史(高等科)の教科書を調査対象に定めた。次に伊沢は、「図書ノ優劣ヲ判定スルニハ何ニカ其標準トスルモノガナケレバナラナイ」として、あらかじめ自分で作ってきた「標準」を提示した。この「標準」は、「第一、編纂ノ主旨」「第二、編纂ノ方

法順序」「第三、文体其他難易ノ程度」「第四、材料ノ適否」「第五、誤謬ノ多少」の五項目から成った調査の枠組であった。この「標準」についてはとくに異論は出ず、代価の調査について議論されただけで、結局そのまま本部門会議の調査枠組みとなった。その後、各教科書の詳細な調査のために「調査委員」を設置することとなり、満場が望んだため議長が調査委員を特選した。伊沢によると、調査委員特選の条件は、著述者でないこと、東京府官吏でないこと(東京府教科書審査関係者は可)であったという。

伊沢議長特選の委員は、表2の通りである。表2によれば、不明者もいるが、全官僚の名が記された官報附録の『職員録』に名が見いだせないことから、文部省編教科書の調査委員には、現役の文部官僚を特選しなかったことがわかる。つまり、この調査委員編成は、文部省にとって有利とはいえない。また、多くの校長クラスの現役教員が特選された。なお、当時の校長は多くの場合、訓導との兼任が通例であった。伊沢議長は、教科書問題の渦中にあった文部省と東京府から調査委員を選ぶことを避け、政治問題化を避けた。その上で、多くの現役教員を委員に選び、教員の立場から教科書の優劣を調査させようとしたといえる。

#### 4. 初等教育部門会議における「研究」の方法

8月2日の第二回会議から本格的な討議が行われた。伊沢議長は冒頭で次のように述べた。

此問題ト云フモノハ甚ダ錯雑シテ居リマスカラ, 種種ノ事ニ渉テ概論スルト云フコトニ為ルト却テ 其レ丈ケノ論ノ価ガ無イ様ニ為ロウト思ヒマスカ ラ, 之ヲ論ズルニハ精密ノ証拠ヲ挙ゲテ議セラレ ンコトヲ願ヒマス。モシ只一般ニ渉ッタ議論デア

調査区分	調査教科書	担当委員名	明治21年時点の職業		
	東京府編『小学読本』	大森惟中	歴史・美術関係の文筆家		
	中根淑・内田嘉一『小学簡易科読本』	松本貢	不明(明治22年:東京府師範学校教諭)		
	中依俶•四由新一』小子間多科武本』	岡村増太郎	不明(明治22年:東京府櫻川小学校長)		
	東京府編『小学読本』 文部省編『読書入門』・『尋常小学読本』	丹所啓行	東京府番町小学校訓導兼校長		
		小西信八	東京盲唖学校教諭兼幹事		
		武居保	不明(明治22年:東京府私立学校長)		
		山本正義	下谷区私立学校教科書委員		
		日下部三之介	東京教育社長(『教育報知』)		
		岡村増太郎	不明(明治22年:東京府櫻川小学校長)		
	岡村増太郎編『小学高等読本』 池永厚·西村正三郎『高等読本』	日下部三之介	東京教育社長(『教育報知』)		
		清水直義	東京府富士見小学校長		
	他水序 "四州工二郎] 同寺机本』	金子治喜	東京府私立芳林学校長		
	岡村増太郎編『新撰地誌』	林吾一	金港堂編輯部?(元文部官僚、師範学校長)		
	豊岡俊一郎・森孫一郎編『小学地理書』	田中登作	開発社長(『教育時論』)		
高等科歴史	藤本真編『新撰小学歴史』 山縣悌三郎編『小学校用日本歴史』	生駒恭人	文部省大臣官房属官·東京茗渓会主事		
		松本貢	不明(明治22年:東京府師範学校教諭)		
	山縣第二郎編『小子仪用日本歴史』	佐野安	華族女学校教授		

表2:明治21年8月の大日本教育会初等教育部門調査委員(小学校用教科書調査)

〈出典〉次の資料を用いて作成。「大日本教育会初等教育部門会議事筆記」『大日本教育会雑誌』79号,693~4頁。『職員録』甲・乙,1888年。「東京茗渓会会員及客員業務宿所姓名録」『東京茗渓会雑誌』83号,1889年。東京都立公文書館所蔵資料。『日本之小学教師』所収の伝記。『東京市富士見尋常小学校創立五十周年記念誌』1931年。

ルト,本会デハ学問上カラ見ルトキハ其レ程ノ採 ル所ハナイカモ知レマセン。ソレ故証拠ヲ挙ゲテ 精密ニ議セラルル様ニシタイト考へマス。

つまり伊沢は、学問的意義のある議論をするため、印 象論や一般論ではなく、「標準」に沿って各論ごとに 根拠を挙げて精密に説明するよう注意したのである。

伊沢はこの方針を徹底した。生駒恭人(文部省属官) が.「単二申セバ東京府ノ編纂ノ主旨ノミナラバ大変 ニ非難スベキ箇条ガ沢山御座イマスカラシテ 此書物 ハ不適当ト思ハレマス。其箇条ハ又御尋ガアリマスレ バ申シマス | とすると、伊沢は即座に「矢張大体ノコ トデ御座ヒマシテ成ルベクハ悉クト云フコトデナク. 何程カ其論拠トスル箇条ヲ挙ゲラルルコトニシタイト と注意した。各論審議になると、竹井新太郎(元東京 師範附小訓導)が「編纂ノ順序方法其他文字ノ誤謬ノ 多少等ヲ合シタ所デ其優劣ヲ極メル方ガ大変考へ易イ 様二思ヒマス、只一箇条二就テノ優劣デハ真トニ申シ 難イノデアリマス」と述べ、伊沢も「其方ガ宜イトノ コトニ別段反対者ガナケレバ其レニシタガ官イト思ヒ マストと対応したが、詳細に調査したほうがよいと他 の議員から意見が出たため、各論に順番に審議するこ ととした。この後、議員たちは根拠を挙げて各論的に 討議するようになった。

第二回会議の終盤、本日の採決の有無について、田中登作が「私ノ考へハ決ヲ後ニ譲ルガ宜イトノ意見デアリマス。今少シ綿密ニ取調ベタ上デナケレバ只一口ニ決ヲ取テハ如何カト思ヒマス」と発言した。これを受けて伊沢議長は、本日採決はせず、「標準」に従って意見をまとめた要旨を次回までに提出することとし、議員全員に指示した。これに対し林吾一(書誌編集者、元文部官僚・元師範学校長)は、「然ルニ之ヲー一書デ来ルト云フ様ニ為テハ実ニ手間が掛リマス。已ニ書テ来ルナラバ此所ニ集ルニ及バンノデ、(中略)事実ヲ挙ゲテ人ノ挙ゲ足ヲ取テモ際限ガナイ」と、大体の採決を主張した。これに対し、佐野安(華族女学校教授)は、次のように主張した。

之ヲ定メタ上ハ何レヲ優トシ、何レヲ劣トシタ、ト云フ明白ナル箇条ヲ以テ其理由ヲ附セナイトキハ、他カラ看レバ或ハ何ニカ他ノ事ヲ以テ其優劣ヲ極メタ様ニ聞ヘマス。(中略) 其レ故ニ何レノ点ヲ以テ何レヲ優トシ劣トスト云フノ理由ヲ明白ニ人ニ知ラセタイ。(中略) 其箇条ヲ分ケテーー明白ニシタイト思ヒマスカラ、少シノ時日ハ潰レテモ軽軽ニシナイ様ニシタイト思ヒマス。依テ尚ー度其理由ヲ明白ニ書取テ出ルガ得策ト考ヘマス。

佐野は採決の延期,明確な理由を添えた要旨の作成を 主張した。佐野の発言を受け,伊沢議長は,「採決ハ 見合ハセル方ニ御賛成ノ諸君ガ多イカラ見合セルコトト致シマス。其レデ先刻御報道シタ通り其優劣ノ理由 ヲ書取テ次回ニ御出席アル様ニ願ヒマス|とした。

第三回会議では、根拠を挙げた精密な各論討議が、「標準」の順に展開された。第一回・第二回に参加していなかった議員の間からは概説的な印象論が出されることもあったが、伊沢議長は「成ルベク充分ニ御発論ヲ望ミマス」と注意をしている。また、大森・田中といった作家・ジャーナリストの発言の後、金子治喜(私立学校長)が「文章家先生方ノ御話シ計リデアリマスガ、私ハ授業上カラ申シマスニ」と実際経験を意識した授業上の観点から発言する場面もあった。

会議の最後, 伊沢議長が再び要旨提出の要求した後, 特別調査委員を選任した。読本部特別調査委員には 田中登作・生駒恭人・大森惟中・日下部三之介・林吾一 が, 地理歴史部特別調査委員には小西信八・武居保・ 竹井新太郎が選ばれた。彼らは13日に相談会を開き, 各科ごとに「優劣判定要領」を定めた。要領は, 15日 に議事録とともに会長に提出された。

#### 5. 明治21年7・8月の初等教育部門会議の成果

明治21年夏の初等教育部門会議は大きく二つの成果を上げた。第一の成果は「優劣判定要領」である。同要領は、第一回会議で決められた「標準」に従って、教科書の特徴を比較できるように作られた。

例えば「尋常小学科用読本優劣判定要領」では、東 京府編『小学読本』を第一種, 文部省編『読書入門』 『尋 常小学読本』を第二種とし、「標準」の順に、第一種 教科書の特徴を第二種教科書の特徴と比較するように 縦に並べた。要領の内容は、例えば「編纂ノ趣旨」で は、第一種教科書は「修身ヲ主トシテ終始言行ノ謹慎 ヲ要シ, 道徳ノ話説甚ダ多シ」に対し, 第二種教科書 は「品性ノ涵養陶造ヲ主トシ, 始メハ多ク遊戯譬喩等 ヲ用ヒテ活溌ノ気象ヲ養ヒ、間々唱歌ヲ加ヘテ其思想 ヲ高尚ニシ, 漸次広ク諸般ノ事物ニ通ジテ智徳ノ発達 ヲ期ス」とした。また「編纂ノ方法順序」では、例え ば第一種教科書について「濁音ヲ教フル、清音ト同時 ニ於テス。一ノ一二丁 (ヒト) (トビ) (カメ) (ガン) ノ類」とし、第二種教科書について「濁音ヲ教フル、 清音ノ後ニ於テス。読書入門五丁ヨリ十丁マデ及十一 丁ヨリ十五丁マデ」とし、両者の違いを具体的な典拠 に基づき説明している。

このように要領では、品性の発達陶冶への配慮や教える順序等に関する理論に基づき、事実である具体的な典拠を示した上で、政治に関する教育問題である教科書の優劣が説明された。「学政」上の問題が、「学理」に基づき、事実によって説明されたのである。なお、

要領と議事録は『大日本教育会雑誌』掲載に止まり、政治運動には発展しなかった。また、『文』などの各種教育雑誌には、部門会議の結果が知らされた。また、審査対象となった教科書『小学校用日本歴史』については、著者・山縣悌三郎によると、新聞雑誌における好評と初等教育部門会議での優等判定のため、「此の書の出版以後、教科書を選定したる府県にして、之を用ひざる者無し」という状態になったという<sup>29)</sup>。教科書選定の参考とするという同部門会議の目的は、達成されたといえよう。

第二の成果は、議員たちの意識の変化である。同会議では、伊沢の指導により、対象の明確化、および文字を根拠とする再現可能な実証的論証が、議員の間で確認実行された。部門以前の討議会では、曖昧な問題把握や無根拠の印象論等が見られた点を考えると<sup>30)</sup>、明治21年夏の初等教育部門会議における「研究」は、議員たちの意識を変化させたといえる。会議冒頭における伊沢の初等教育部門会議の位置づけは、実際の会議進行場面でも徹底され、一定の成果を得たのである。

# おわりに

以上,明治21年の大日本教育会における「研究」の 事業化過程を明らかにしてきた。

明治20年代初頭という時期は、教育研究の組織化を担う主体が、文部省・師範学校・教育会議から、帝国大学・師範附小・教育会・教育ジャーナリズムへと移行しつつあった。師範附小が独自に教育研究の組織化を始める中、明治21年、文部省・帝大・教育ジャーナリズムの関係者は、自らを組織化する代わりに別の手段をとった。すなわち、師範附小とは別に、大日本教育会の組織改革による「研究」の事業化という形で、教育研究を組織化しようとしたのである。

大日本教育会の事業としての「研究」は、日本全国の教育関係者が抱く質疑への応答と当局者からの諮問答申と並ぶ事業として、日本全国の教育研究の組織化を見据え、教育問題に専門的に答える組織(部門会議)を運営するという形で構想された。構想段階において、同会による日本全国の教育研究の組織化は、大きく次の2つの役割を期待された。第1の役割は専門的な教育研究の実施であり、明治21年改定規則には「研究」として規定された。第2の役割は全国各地における教育研究の補助であり、明治21年改定規則には地方部からの質疑応答として規定された。実際、同会は、第2の役割を果たせなかったが、第1の役割をとくに初等教育の分野で果たすことができた。

大日本教育会の「研究」は、事業化過程を通して見

ると、大きく以下の5つの特徴を見出せる。

第1には、「学理」「学政」として教育理論と教育行政を区別する言葉があったにもかかわらず、構想段階では、理論研究と政策立案を並行して行うことに疑問がなかったことである。だからこそ、初等教育部門会議では、政治問題化する可能性のあった教科書の優劣判定を「研究」として位置づけることや、文部省諮問を検討することも可能だった。ただ、実際の場面では、「研究」は政治運動のための活動ではなく、研究成果を得るための学問・学術上の活動と位置づけられた。理論研究と政策立案を区別する意識が一部に芽生えつつあったことが確認できる。

第2には、教育問題の解決策を探る方法として、「調査」と「議事」の2つの方法をうち立てたことである。 「調査」によって事実を明らかにし、事実によって問題を認識する重要性は、「研究」の事業化過程において研究者の間で確認されていった。しかし、「議事」に対して「調査」を一段低く見る者がおり、「研究」方法としての「議事」と、団体運営方法としての「議事」とを区別するという課題は残された。

第3には、研究領域を専門分化したことである。これは、知識・能力に基づいて専門領域ごとに研究者を組織し、「研究」を効率化するねらいがあった。ただ、専門分化した「研究」の結果を関連づけ、統合するための制度は整備されなかった。

第4には、教育学者と現役教員の共同研究を組織化したことである。実際の場面で教育学者は、「研究」のリーダーシップをとり、助言を行って、「研究」の方向付けを行う役割を果たした。現役教員は、調査・議論を担当し、「研究」を実際に行う役割を果たした。「研究」は、教育学者の個人的活動ではなく、教育学者と現役教員等との組織的活動だった。

第5には、文部省・帝大・教育ジャーナリズムの関係者によって、日本全国の教育研究を組織化する試みとして始められたことである。ただ、同時代における教育研究の組織化の主体であった師範学校附属小学校は、「研究」の構想段階に加わらなかった。その意味では、明治21年の大日本教育会における日本全国の教育研究の組織化は、不十分な形で始まった。

明治21年の大日本教育会における教育研究の組織化あり方は、教育問題の解決を志向し、教育実践と交流しながら、事実に基づいて問題が認識され、研究を専門分化させて組織するものだった。一方、そこには、理論研究と政策発案の関係性の曖昧さ、議論に対する調査の軽視、専門分化後の知識の総合する制度の不在、師範附小における教育研究の未包含という問題点を抱えていた。同会における教育研究の組織化のあり方は、

この後、改良・改善を目指して変えられていく。明治 21年の同会における「研究」の事業化は、同会による 本格的な教育研究の組織化の始まりであった。

本研究は,平成十八年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費) による研究成果の一部である。

# 【註】

- 1) 辻哲夫『日本の科学思想』中央公論社, 1973年。
- 2)阿部重孝『教育研究法』(岩波講座教育科学第20冊) 岩波書店,1933年。宗像誠也『教育研究法』河出書 房,1950年。細谷俊夫·仲新編『教育学研究入門』 東京大学出版会,1968年。村井実『教育学入門』上 卷,講談社,1976年。
- 3)欧州における科学研究の組織化は、16・17世紀頃における、研究問題の多数化・多様化に対応した団体の組織化過程に見出せる。同時期の科学者たちは、自然が提示する研究問題の解答に没頭した。ただ、その研究問題は膨大だったので、科学者たちは協力して行動し、最新の発見を共有し、互いに批判や示唆をもらう必要があった。大学は新しい動きに即応できず、代わりに17世紀頃からアカデミーや学協会が組織されていった(中山茂『歴史としての学問』中央公論社、1974年、143~147頁。B.C. ヴィッカリー(村主朋英訳)『歴史のなかの科学コミュニケーション』勁草書房、2002年、92~118頁参照)
- 4) 宗像著, 前掲註1)。
- 5) 梶山雅史·竹田進吾「教育会研究文献目録1」東 北大学大学院教育学研究科編『研究年報』53集2号, 2005年, 301~304頁。
- 6) 木戸若雄『明治の教育ジャーナリズム』近代日本 社,1962年,22頁。上沼八郎「『大日本教育会雑誌』 解説」復刻版刊行委員会編『帝国教育』総目次・解 説、上巻、雄松堂出版、1990年,10頁。
- 7) 木戸, 前掲註6)。上田庄三郎「教育団体史」石山・海後・村上・梅根編『教育文化史大系V』金子書房, 1954年。石戸谷哲夫『日本教員史研究』野間教育研究所, 1958年。
- 8)上沼,前揭註 6),13~15頁。帝国教育会編『帝 国教育会五十年史』1933年,27~28頁。森田俊男「前 史」日本教育会館編『日本教育会館五十年沿革史』, 日本教育会館,1979年,12頁。
- 9) 梶山雅史『近代日本教科書史研究』ミネルヴァ書 房、1988年、44~55頁。
- 10) 蛭田道春「明治二○年前後における大日本教育会 の通俗教育活動」鈴木博雄編『日本教育史研究』第 一法規, 1993年, 251~275頁。

- 11) 橋本美保『明治初期におけるアメリカ教育情報受容の研究』風間書房、1998年参照。
- 12) 東京教育学会長の西村貞の論説「教育学ヲ論ズ」 (『東京教育学会雑誌』1号,東京教育学会,1882年 6月,2頁)を参照。東京教育学会は,拙稿「東京 教育学会の研究」(中国四国教育学会編『教育学研 究紀要』第48巻第一部,2002年,50~55頁)参照。
- 13) 森有礼「学政要領」大久保利謙編『森有礼全集』 第一卷、宣文堂、1972年、335~356頁参照。
- 14) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』 部局史一,東京大学出版会,1986年,1160頁参照。
- 15) 寺崎昌男・竹中暉雄・榑松かほる『御雇教師ハウス クネヒトの研究』東京大学出版会,1991年,37~73頁。
- 16) 藤原喜代蔵『明治大正昭和教育思想学説人物史』 第一巻明治前期編,東亜政経社,1942年,229~232 頁。なお,「学会」と称しなかったが,当時の大日 本教育会には帝国大学教授が多く入会している。
- 17) 榑松かほる・菅原亮芳・小熊伸一「近代日本教育 雑誌史研究 (2)」,桜美林大学編『桜美林論集』一 般教育篇第18号、1991年、26頁参照。
- 18) 久木幸男「解説『教育報知』と日下部三之介」『教育報知』別巻,ゆまに書房,1986年,6頁参照。
- 19)「本会規則ノ沿革」『大日本教育会雑誌』号外総集 会記事第一,1888年9月,210~235頁。
- 20)「西村貞君ノ教育懇親会」『大日本教育会雑誌』72号. 1888年2月, 129~134頁参照。
- 21) 西村貞「大日本学術奨励会ヲ興スベキ時節既ニ到 来シタリ」『大日本教育会雑誌』73号,1888年3月, 162~170頁。
- 22) 西村の構想については、別稿で論じる。
- 23)「臨時取調委員嘱託」『大日本教育会雑誌』74号, 1888年4月.241~242頁参照。
- 24) 伊沢修二「我ガ会ノ組織ト事業トニ就イテー言申 シマス」『大日本教育会雑誌』73号, 159~162頁。
- 25)「大日本教育会規則」『大日本教育会雑誌』号外総 集会記事第一,1888年9月,1~4頁参照。
- 26)「規則改正総会議ノ記事」『大日本教育会雑誌』号 外総集会記事第一,54~99頁参照。
- 27) 「議員山路一遊君ノ建議」『大日本教育会雑誌』79号、664~665頁。
- 28) 梶山, 前掲註9)。
- 29) 山縣悌三郎『児孫の為めに余の生涯を語る』弘隆 社,1987年(1940年旧版),117~118頁参照。
- 30) 拙稿「明治二十年前後における大日本教育会の討議会に関する研究」『広島大学大学院教育学研究科 紀要』第三部第53号, 2004年, 103~111頁参照。

(主任指導教員 安原義仁)